



発行 東京都

目次

89

条 例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都石油コンビナート等防災本部条例……………（同）…三
- 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例……………（同）…四
- 土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都収用委員会）…六
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…七

条例のあらまし

●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する

条例（条例第八九号）

- 一 都の執行機関が個人番号を利用することができる事務等を追加します。
- 二 この条例は、平成三〇年十一月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第九〇号）

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年四月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第九一号）

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年四月一日ほかから施行します。

●東京都石油コンビナート等防災本部条例（条例第九二号）

- 一 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成三〇年政令第二四八号）の施行に伴い、東京都石油コンビナート等防災本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（条例第九三号）

- 一 いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に浸透した都市となるため、必要な事項を定めます。
- （一） 人権尊重のための取組の推進について、都の責務等を定めます。
- （二） 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等を推進します。
- （三） 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九四号)

- 一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四九号) の規定に基づく収用委員会の裁決の申請に対する事務に係る手数料に関する特例を定めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例 (条例第九五号)

- 一 特別支援教育の推進を図るため、東京都立臨海青海特別支援学校を設置するとともに、東京都立南花畑特別支援学校の位置を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例 (平成二十七年東京都条例第一百一十号) の一部を次のように改正する。

別表第一中十の項を十三の項とし、九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、

同表七の項中「(平成二十二年法律第十八号)」を削り、同項を同表十の項とし、同表中六の項を九の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 知事	東京都立産業技術高等専門学校における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
七 知事	東京都内に設置されている私立高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等のうち、国立及び公立のものを除いたものをいう。)(以下単に「私立高等学校等」という。)及び東京都立産業技術高等専門学校における学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
八 知事	東京都立産業技術高等専門学校における授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二 一の項特定個人情報情報の欄を次のように改める。

地方税関係情報及び住民票関係情報

別表第二中一の項から五の項までを四の項から八の項までとし、同表に一の項から三の項までとして次のように加える。

一 知事	東京都立産業技術高等専門学校における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であつて規則で定めるもの(以下「地方税関係情報」という。)及び住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
二 知事	私立高等学校等及び東京都立産業技術高等専門学校における学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報及び住民票関係情報

三 知事	東京都立産業技術高等専門学校における授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報及び住民票関係情報
------	---	------------------

附 則

この条例は、平成三十年十一月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第六百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十八の項イ中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表十九の項中カをヨとし、ニからワまでをホからカまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 条例第五条第三項の規定による長屋の主要な出入口と道路との関係等に関する特例の認定

第二条の表四十九の項ヌ中「第十六条ただし書」の下に「及び省令第九条の十五の二」を加え、「許可」を「承認」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十八の項の改正規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から、同表四十九の項の改正規定は公布の日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十一号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項中カをヨとし、ニからワまでをホからカまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 条例第五条第三項の規定による長屋の主要な出入口と道路との関係等に関する特例の認定

第二条の表二十九の六の七の項ヌ中「第十六条ただし書」の下に「及び省令第九条の十五の二」を加え、「許可」を「承認」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十九の六の七の項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都石油コンビナート等防災本部条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十二号

東京都石油コンビナート等防災本部条例

(目的)

第一条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号。以下「法」という。）第二十八条第九項の規定に基づき、東京都石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(本部員及び専門員)

第三条 法第二十八条第五項第四号、第六号及び第九号に掲げる本部員の総数は、三十人以内とする。

2 法第二十八条第五項第九号に掲げる本部員の任期は二年とし、補欠の本部員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(幹事)

第四条 防災本部に、幹事四十人以内を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第五条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第六条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十三号

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

東京は、首都として日本を牽引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 オリリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(目的)

第一条 この条例は、東京都(以下「都」という。)が、啓発、教育等(以下「啓発等」という。)の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。

(都の責務等)

第二条 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。

3 都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第二章 多様な性の理解の推進

(趣旨)

第三条 都は、性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)及び性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別の解消(以下「差別解消」という。)並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るものとする。

(性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第四条 都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(都の責務)

第五条 都は、第三条に規定する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るため、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、前項の基本計画を定めるに当たっては、都民等から意見を聴くものとする。

3 都は、国及び区市町村が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力するものとする。

(都民の責務)

第六条 都民は、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に関し、差別解消の取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第三章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(趣旨)

第八条 都は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成二十八年法律第六十八号。以下「法」という。)第四条第二項に基づき、都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動(法第二条に規定するものをいう。以下同じ。)の解消を図るものとする。

(定義)

第九条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公の施設 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二の規定に基づき、都条例で設置する施設をいう。

二 表現活動 集団行進及び集団示威運動並びにインターネットによる方法その他手段により行う表現行為をいう。

(啓発等の推進)

第十条 都は、不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進するものとする。

(公の施設の利用制限)

第十一条 知事は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとする。

(拡散防止措置及び公表)

第十二条 知事は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第八条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

一 都の区域内で行われた表現活動

二 都の区域外で行われた表現活動(都の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 都民等に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであって、都の区域内で行われた表現活動に係る表現の内容を都の区域内に拡散するもの

- 2 前項の規定による措置及び公表は、都民等の申出又は職権により行うものとする。
- 3 知事は、第一項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。
- 4 第一項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他知事が認める方法により行うものとする。

(審査会の意見聴取)

第十三条 知事は、前条第一項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき又は同条第二項の規定による申出があつたときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る表現活動が同条第一項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

- 一 当該表現活動が前条第一項各号のいずれかに該当するものであること。
- 二 当該表現活動が不当な差別的言動に該当するものであること。
- 2 知事は、前項ただし書の場合には、速やかに審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は知事に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができ。

3 知事は、前条第一項の規定による措置又は公表を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(審査会の設置)

第十四条 前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、知事の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この章の施行に関する重要な事項について調査審議するとともに、知事に意見を述べることができる。

(審査会の組織)

- 第十五条 審査会は、委員五人以内で組織する。
- 2 審査会の委員は、知事が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する。
- 3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審査会の調査審議手続)

第十六条 審査会は、知事又は第十三条第一項若しくは第三項の規定により調査審議の対象となつている表現活動に係る第十二条第二項の規定による申出を行った都民等に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、前項の表現活動を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第一項の規定による調査を行わせることができる。

(審査会の規定に関する委任)

第十七条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に關し必要な事項は、知事が別に定める。

(表現の自由等への配慮)

第十八条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に行われた表現活動について適用する。

土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十四号

土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例

土地収用法関係手数料等に関する条例(平成十二年東京都条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表八の項(一)中「第五十七条の五」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百八十五条」を加え、「準用する同法」を「準用する都市計画法」に改め、同項中

〔四〕 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第十二条第四項において準用する同法第六条第六項 を

〔四〕 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第十二条第四項において準用する同法第六条第六項 に改める。

〔五〕 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十八条第一項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十五号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

別表四の部同南花畑特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

〔足立区南花畑五丁目十三番一号〕

別表四の項中 同 城東特別支援学校 江東区大島六丁目七番三号 を

同 城東特別支援学校 江東区大島六丁目七番三号 に改める。

同 臨海青海特別支援学校 同 青海二丁目五番一号

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表四の部同南花畑特別支援学校の項位置の欄の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001